

静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより



第 7 号

発行:平成 25年 4月 1日
住所:静岡市駿河区南町 5番 3号
TEL:054-287-5091
FAX:054-287-5092
E-mail:syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HomePage:http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の保守点検を通じて 住民の安心と安全を追求します。

一人では不可能でも みんなで共同すれば 一括大括り発注に対応できます。

◆◆◆ 新年の挨拶回り ◆◆◆

平成25年1月8日中部地区、9日浜松・磐田地区に役員でお邪魔しました。



▲ 川勝知事



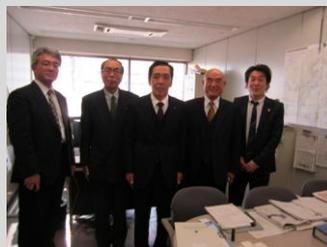
▲ 大須賀副知事



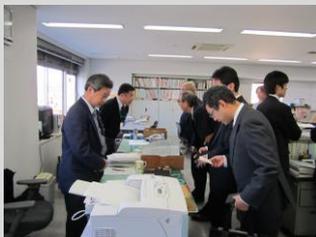
▲ 森山副知事



▲ 静岡市長



▲ 県教育次長



▲ 浜松市教育委員会



▲ 浜松副市長



▲ 浜松市消防局



▲ 県立新居高校



▲ 県立磐田農業高校



▲ 磐田市教育委員会

関係各所の皆様、お忙しい中
ありがとうございました。

本年も宜しくお願い致します。



◆◆◆ 平成24年度後期官公需共同受注検査（現地確認） ◆◆◆

平成25年2月13日、19日、26日に小田巻検査員長他で、ランダム抽出した共同受注施設の現地に赴き、作業員資格者証や点検機材の確認等を行いました。一部で加熱試験器の校正年表示が不明確で口頭注意が為されましたが、それ以外の測定機器は適正で、作業員は全て有資格者社員でした。これからも適正点検を心掛けましょう。



県立磐田西高校
点検組合員：東海消防技研



浜松市立曳馬中学校
点検組合員：東海消防技研



浜松市立上島小学校
点検組合員：日興電気通信



浜松市立舞阪幼稚園
点検組合員：セルコ



浜松市立庄内中学校
点検組合員：日本防火研究所



浜松市立篠原中学校
点検組合員：セルコ



浜松市立雄踏中学校
点検組合員：セルコ



浜松市立新津中学校
点検組合員:日本防火研究所



県立榛原高校
点検組合員:セルコ



浜松市立砂丘小学校
点検組合員:中部防災工業



浜松市立新津小学校
点検組合員:セルコ

◆ ◆ ◆ 理事会報告 ◆ ◆ ◆

新年に入ると、平成 25 年度の県発注委託業務について、一部でモデル的な新たな取組みとしての大括り発注の情報が入ったため、その対応を協議する理事会を頻繁に開催等しました。

第 6 回理事会 (1 月 28 日)



管財課への疑義照会を協議

第 9 回理事会 (3 月 12 日)



県回答を得て応札方法等協議



安全センターへ (2 月 20 日)



長澤専務理事と協議



第 7, 8 回理事会 (2 月 12, 21 日)



要望書の内容を協議

第 10 回理事会 (3 月 19 日)



幹事会社等について協議

◆◆◆ 県当局と「再委託の原則禁止」を再確認 ◆◆◆

消防用設備点検の業務委託契約はその性質上委任契約であり、受注者は自ら業務実施することが前提とされ、再委託は例外的にしか認められておりません。当組合では法令順守の立場から、特に、官公庁に対しては再委託禁止の徹底を要望してきております。

平成 25 年度静岡県発注の消防用設備点検業務委託の一部で、これまでと異なる新しい形態の発注方法として、静岡市内の「知事部局」「教育委員会」「公安委員会」の公有財産のうち、それぞれ一部づつを供出、一括して括り、県庁管財課が発注するとの情報を得ました。

勿論、こうした試みは組合要望「大括り一括発注」に通じ歓迎するところではありますが、新しい発注方法のスタートになりますので、去る 2 月 25 日に、その仕様書には「原則再委託の禁止」の徹底を記載するよう、41 組合員全員の連盟による「平成 25 年度保守点検業務委託契約における法令順守に基づいた付加条件の要望」を提出しました。

県当局には、組合要望を十二分汲んだ丁寧なご回答を頂き、大変感謝しております。

* 回答の全文を掲載します。

平成 25 年 3 月 8 日

静岡県消防設備保守点検協同組合
理事長 西川和宏様

静岡県経営管理部管財課長

「平成 25 年度保守点検業務委託契約における法令順守に基づいた付加条件の要望」について

日ごろ、県行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

当課で発注する消防用設備点検整備業務委託については、必要な資格者を有する受注業者が自ら適切に業務を行うものであり、要望書で危惧されている不適切な再委託による業務実施は防止する必要があると考えています。

このため、入札参加資格要件として、配置する業務責任者及び現場責任者について 3 か月以上の雇用関係を求め、また、正規雇用者である業務担当者（有資格者）の配置を条件とするなど、必要な資格者を有しない業者が入札に参加することのないよう配慮しています。

また、業務履行時における適正な業務の実施体制を確保するため、再委託については原則禁止しています。ただし書きにより、あらかじめ承諾を得た場合はこの限りでないとしていますが、これについては、自家発電機の点検など消防資格者以外の資格が必要とされる場合など、社会通念上妥当であると認められるものに限り適用するものであり、理由もなく業務の再委託を認めるものではありません。

これらを踏まえ、今後当課で発注する消防用設備点検整備業務委託について、別紙のとおり対応します。

なお、当該業務委託については、平成 23 年度から入札参加対象者を県内に本社のある企業に限定し、県内中小企業の受注機会確保に努めています。

今後とも消防用設備点検整備業務について御理解、御協力をお願いいたします。

担当：庁舎整備班 鈴木、武島
電話：054-221-2126

	要望書（平成 25 年 2 月 25 日）	対 応
1	点検は資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き有資格者が行うものとする。	現状、消防用設備等の点検については、消防関係法令に基づき有資格者が行うこととしていますが、より明確化するため、左記と同様の内容を仕様書に記載します。
2	契約に生じる権利義務を第 3 者に一部又は全部を譲渡し又は継承することはできない。	現状、権利義務の譲渡等については原則として禁止していますが、より明確化するため、以下のとおり仕様書に記載します。 「受注者は、契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、社会通念上妥当であると認められる場合で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。」
3	業務委託の処理において第 3 者に一部又は全部を委託することはできない。	現状、再委託については原則として禁止していますが、より明確化するため、以下のとおり仕様書に記載します。 「受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、社会通念上妥当であると認められる場合で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。」
4	入札対象業務委託契約等における業務実施には、次の条件を満たしていること。	
ア	消防設備の点検を行うことができる資格者を有し、点検に必要な資格者を適切に配置でき点検できる相当数以上の人数を有し実施体制を確保していること。（点検を行おうとする場合は事前審査で、点検表に添付する点検者一覧表として法人に属する点検者の氏名及び設備士、点検資格者資格種別が分かるものを提出する。）	現状、点検実施前に業務計画書及び作業計画書を提出させ、適正な業務の実施体制が確保されていることを確認していますが、より明確化するため、左記と同様の内容を仕様書に記載します。
イ	点検種目ごとに定められた消防設備等点検機器・器具で適正に校正された機器を自ら保持し点検を行うことができること。	現状、点検に使用した測定機器、校正日等を点検票に記載することとしていますが、機器の適正な維持管理について明確化するため、以下のとおり仕様書に記載します。 「点検しようとする消防用設備等及び点検種別に応じた点検機器工具等を事前に準備し、正しく使用できる状態に保守（校正）されていることを確認すること。」
ウ	消防設備等点検結果報告書の点検者が複数の場合は別紙点検者一覧表を添付すること。 点検者一覧表の住所・電話番号の欄は点検者が法人に属する場合は、所属会社の住所・電話番号を記入すること。	現状、消防庁告示に基づき左記と同様の取扱いをしていますが、より明確化するため仕様書に記載します。
エ	点検結果報告書、点検票記載の点検者の所属する法人の名称・電話番号・所在地等点検者の連絡先を記入すること。	現状、消防用設備等実務必携の記載要領に基づき、左記と同様の取扱いをしていますが、より明確化するため仕様書に記載します。
オ	消防用設備等点検報告書は、最も新しい時期に点検した機器点検及び総合点検の内容を記載した点検票を添付し、防火対象物の区分に応じ報告すること。	現状、消防用設備等実務必携の報告要領に基づき、左記と同様の取扱いをしていますが、より明確化するため仕様書に記載します。
カ	再委託をしようとする場合は主たる業務でないこと。但し再委託が認められる場合はやむを得ない理由として社会通念上妥当であること。 消防設備等の常用電源及び非常電源は消防点検の対象であり、電気主任技術者等の資格が必要とされるやむを得ない場合に限り事前に承諾を得ること。	再委託が認められるのは、社会通念上妥当であると認められる場合に限られることを仕様書に記載します。（上記 3 参照）

◆◆◆ 点検・報告制度の概要 ◆◆◆

消防設備等は、いかなる場合に火災が発生しても確実に作動するように、日頃の維持管理が十分に行われていることが大切で、このため消防法では、設備等の点検・報告だけでなく、整備も含め適正な維持管理を防火管理者に義務づけています。

官公庁施設の消防用設備等の点検時には、点検種目ごとに定められた消防設備等点検機器、器具で適正に校正された機器を保持し、適切な点検が実施されているかの確認が行われます。

常に、組合員は、確認を行う担当者には誠実な対応を、保守点検には法令順守を行動指針に、安全・適正な作業を心掛けなければなりません。



業務実施のためのチェックポイント



① 点検の内容と期間

- 消防設備等の種類などに応じて、次のように定められています。

機器点検

6ヵ月ごと

総合点検

1年ごと



② 点検実施者の指定

- 延べ面積 1,000 m²以上の病院等の特定防火対象物や学校等の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したものは、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行い、補助作業員は認められていません。
- 官公庁施設では、自社の社員で実施することになっています。(届出による再委託は例外措置となります。)

③ 改修・整備

- 不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備について施設管理者に報告します。

④ 点検済証（ラベル）の貼付

- 法令に基づく適正点検実施の証として、静岡県消防設備保守点検協同組合員に交付される点検済証（ラベル）を設備等の定められた位置に貼付します。

⑤ 点検結果の報告

- 法令に基づく防火対象物の用途などに応じて定められた報告期間に、点検結果を消防長又は消防署長に報告しなければなりません。(点検の期間とは異なります。)
- 点検者の記載は、一つの防火対象物の点検業務に従事した全ての資格者を記載します。

特定防火対象物

1年に1回

非特定防火対象物

3年に1回

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- 4月1日から・(株)SG防災テクノサービス（代表者 杉村一男 藤枝市田沼）
・太田防災（代表者 太田清広 浜松市天竜区）
・坂庭 TA（代表者 坂庭民茂 浜松市南区） が新規組合員となりました。

宜しくお願ひ致します。



◆◆◆ 組合顧問弁護士の法律メモ ◆◆◆



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009



～ 事業承継について ～

前回までは主に労使関係の問題についてお話してきましたが、今回は近時注目を集めている事業承継について取り上げていきたいと思ひます。

まず事業承継とは、ごくごく簡単に言えば、会社の経営を後継者に引き継ぐものを言ひますが、これをどうやって円滑に行うのかということが大きな問題となっています。それは、中小企業の場合には、現経営者の手腕によって経営が支えられている場合が多く、会社の資産（株式を含む）も経営者に集中していることが多いため、現経営者が亡くなった後、事前に事業承継を行っていないと、業務運営が停滞し、業績が悪化したり、会社の資産が会社と全く関係のない相続人に分散してしまうなど会社の存続が危ぶまれる事態が生じるおそれがあるからです。

以上のような事態を回避するために、現経営者が健全な間に、事業承継を進めていく必要があります。そして、事業承継には、財産承継の側面と経営承継の側面があります。前者は、文字通り会社の資産をどのようにして引き継ぐのかという問題なのに対して、後者は、経営者としての立場や権限、責任といった経営者としての地位を引き継ぐというものです。

では、事業承継においては、取り組むべき事項はどういったものでしょうか。この点については、①事業の存続可能性を見極めること、②事業方針の決定、③承継先の決定、④後継者等の育成、⑤後継者や承継先に従業員や取引先との信頼関係を引き継ぐこと、⑥法務・税務対策を行うこと、⑦その他人間関係の調整があります。

このように事業承継において取り組むべき事柄は多岐に及ぶため、事業承継には時間と労力が必要となりますので、比較的早期に取りかかる必要があります。

次回は、前記の①から⑦について、具体的に検討していきたいと思ひます。

当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。

官公需法第3条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成22年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。



静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿（平成25年4月現在）

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	掛川営業所	松下 隆弘	掛川市藪ヶ谷	0537-22-0119
(株)アオイテレテック	宇式 三郎	静岡市駿河区	054-286-1256	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
エイ・エス・エス(株)	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-203-7161	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-689-2389	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
静岡ニッタン(株)	山口 礼弘	静岡市駿河区	054-281-2161	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	日興電気通信(株) 本社	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1125
セルコ(株) 静岡支店	水野 裕章	静岡市駿河区	054-288-2210	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	堀部 成治	静岡市駿河区	054-266-6762	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	050-5204-4084	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 成章	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理 事 長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 政晴	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副 理 事 長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)エス・イー・エフ施工サービス	寺田 岳人	磐田市白拍子	0538-35-8520	副 理 事 長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	専 務 理 事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北 沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理 事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
北島電設	北 島 誠	浜松市東区	053-433-5303	理 事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋 藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監 事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監 事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111	事務局職員	鷲巣節子		